

令和3年8月5日
東京国道事務所

「樹木の腐朽等への対応に関する検討委員会」

設立趣意書

街路樹は、道路景観の向上や沿道環境の保全、道路交通の安全性・快適性の確保等を目的として道路空間に植栽されるものであり、東京国道事務所管内においては、約 16,000 本の街路樹を管理している。

これまでコスト縮減等の観点から、剪定回数を減らし強剪定を進めてきたが、強剪定は、緑陰の確保ができただけでなく、腐朽菌が入りやすく樹木を傷めやすい状況となっている。また、道路工事や歩道の根上りによる根切りなどにより倒伏しやすい状況を作ってしまったっており、樹木をなるべく傷めない維持管理の対応方法が課題となっている。

また、倒伏の可能性がある危険木が発見された場合の対応方法も課題となっている。

そこで、このような課題に対応するため、有識者および専門家で構成される「樹木の腐朽等への対応に関する検討委員会」を設立し、検討を行うものである。